

2	この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年五月八日政令第一六三号）	この政令は、公布の日から施行する。この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	この政令は、公布の日から施行する。この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和五四年六月五日政令第一六九号）	1 この政令は、昭和五十四年六月十二日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、昭和五十四年六月十二日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和五四年九月四日政令第二四〇号）	1 この政令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和五五年四月七日政令第八六号）	1 この政令は、昭和五十五年四月十四日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、昭和五十五年四月十四日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和五六六年五月七日政令第一五六号）	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和五九年二月三日政令第九号）	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和六一年三月一四日政令第二五五号）	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和六二年七月一日政令第二五九〇号）	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和六三年九月三〇日政令第二六〇号）	1 この政令は、平成二年九月十四日から施行する。	1 この政令は、平成二年九月十四日から施行する。
附 則（昭和六四年一月一日政令第一四二号）	1 この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和六一年五月一〇月二一日政令第一四四号）	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。
附 則（昭和六二年二月一〇日政令第一八八号）	1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六二年三月三〇日政令第七七七号）	1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。
附 則（平成二年四月二〇日政令第一〇六号）	1 この政令は、平成二年四月二十七日から施行する。	1 この政令は、平成二年四月二十七日から施行する。
附 則（平成二年九月七日政令第二五六六号）	1 この政令は、平成二年九月十四日から施行する。	1 この政令は、平成二年九月十四日から施行する。
附 則（平成二年一二月四日政令第三三四四号）	1 この政令は、平成二年十一月十一日から施行する。	1 この政令は、平成二年十一月十一日から施行する。
附 則（平成三年六月四日政令第一九八号）	1 この政令は、平成二年十二月一日から施行する。	1 この政令は、平成二年十二月一日から施行する。
附 則（平成元年一月一日政令第一八八号）	1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年九月二二日政令第二七九〇号）	1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。

4	この政令の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。
1	この政令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
3	この政令の施行前に成立している法律第六十九号第二条の規定による改正前の農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。
1	この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)
附 則 (平成六年六月二九日政令第一九号) 抄	附 則 (平成六年六月二九日政令第一九号) 抄 (施行期日) この政令は、平成八年十月一日から施行する。
附 則 (平成八年八月三〇日政令第二五号) 抄	附 則 (平成八年八月三〇日政令第二五号) 抄 (施行期日) この政令は、平成八年十月一日から施行する。
附 則 (平成九年一月二四日政令第九号) 抄	附 則 (平成九年一月二四日政令第九号) 抄 (施行期日) この政令は、平成九年一月二四日から施行する。
附 則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号) 抄	附 則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号) 抄 (施行期日) この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。
附 則 (平成一〇年一二月一五日政令第393号) 抄	附 則 (平成一〇年一二月一五日政令第393号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一一一年一二月二二日政令第416号) 抄	附 則 (平成一一一年一二月二二日政令第416号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、農業信用保証保険法施行前と施行後との間の農業信用保証保険法の適用に伴う改正前の農業信用保証保険法施行令第七条の規定により権限を委任された都道府県知事が整備法第二百七十九条の規定による改正前の農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第五十五条の規定により報告を徴し、又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の規定により検査を行った場合については、第二十三条の規定による改正後の農業信用保証保険法施行令第七条第三項の規定は適用しない。	

号) 第五十五条の規定により報告を徴し、又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の規定により検査を行った場合については、第二十三条の規定による改正後の農業信用保証保険法施行令第七条第三項の規定は適用しない。	
第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成一四年六月二一日政令第二二号) 抄	附 則 (平成一四年六月二一日政令第二二号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律(平成二	
第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成一九年三月二六日政令第一四四号) 抄	附 則 (平成一九年三月二六日政令第一四四号) 抄 (施行期日) この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。
第一条 この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成二〇年四月一六日政令第一二六号) 抄	附 則 (平成二〇年四月一六日政令第一二六号) 抄 (施行期日) この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成二二年四月九日政令第一二六号) 抄	附 則 (平成二二年四月九日政令第一二六号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成二三年九月二七日政令第三一六号) 抄	附 則 (平成二三年九月二七日政令第三一六号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成二二年一〇月一二日政令第453号) 抄	附 則 (平成二二年一〇月一二日政令第453号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成二三年九月二七日政令第三一六号) 抄	附 則 (平成二三年九月二七日政令第三一六号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成二二年三月二〇日政令第五三号) 抄	附 則 (平成二二年三月二〇日政令第五三号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成二二年三月二〇日政令第六六号) 抄	附 則 (平成二二年三月二〇日政令第六六号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)	
附 則 (平成二二年三月二九日政令第二二七号) 抄	附 則 (平成二二年三月二九日政令第二二七号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、存続中央会に対する第十条の規定による改正後の農業信用保証保険法施行令第一条の規定の適用については、同条中「次に掲げる法人」とあるのは、「次に掲げる法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二	

十七年法律第六十三号) 附則第十条に規定する
存続中央会」とする。